

 	児童手当等の過払い及び未払いについて
いつ	過払い判明時期：令和3年5月下旬 未払い判明時期：令和3年6月上旬
だれが	子ども家庭部 子育て支援課
内容	<p>児童手当等の支給額を算定する過程において、所得額の算定をする過程に誤りがあり、過払い及び未払いが発生しました。</p> <p>区民の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。</p> <p>区では、このような事案が二度と発生しないよう、算定に必要な所得情報の取扱いについて改めて確認・管理を徹底するとともに、慎重に作業を進め、再発防止に取り組んでまいります。</p>

【事故概要】

児童手当・児童扶養手当・児童育成手当（以下「児童手当等」といいます。）の支給額を算定する過程において、所得額の算定をする必要がありますが、この度、算定の過程に誤りがあったことが判明しました。

- ① 平成29年度から令和2年度分について、分離譲渡所得のマイナス所得を他の所得と相殺して判定していた。
- ② 平成24年度から令和2年度分について、先物取引所得は先物繰越損失額を適用して算定するべきところを、適用前の状態で算定していた。

<調査結果>

- ①の分離譲渡所得の算定誤りでは過払いが発生し、②の先物取引所得の算定誤りでは未払いが発生していたことが判明しました。

【対象件数・過払い額、未払い額】

- ① 過払い額 15件 計 1,519,690円
(児童手当 13件 1,110,000円 児童扶養手当 2件 409,690円)
- ② 未払い額 19件 計 2,768,460円
(児童手当 14件 1,340,000円 児童扶養手当 2件 564,460円
児童育成手当 3件 864,000円)

【今後の対応】

区民の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

対象の受給者へ個別に連絡し、謝罪するとともに、過払い分がある方へは返還をお願いし、未払い分がある方へは速やかに支払いを行ってまいります。

なお、未払い分は区で確認ができる平成24年度以降分の手当について確認を行っておりますが、平成23年度以前分につきましては、当時の決定通知書、通帳、確定申告の控え等をお持ちの場合には、相談に応じてまいります。

区では、このような事案が二度と発生しないよう、算定に必要な所得情報の取扱いについて改めて確認・管理を徹底するとともに、慎重に作業を進め、児童手当等の所得判定を万全に行い、再発防止と適正な支給に努めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

文京区 子ども家庭部 子育て支援課 児童給付係 03-5803-1701（祝日を除く平日 8:30-17:15）